

こもろ生活支援チケットの取扱における厳守事項

- (1) 商品券額面に利用金額が満たない場合、釣銭は出さないものとします。
- (2) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (3) 商品券の紛失及び盗難に対して、その責任を負いません。

取扱店の責務等

- (1) 商品券取扱開始日までにお届けしますポスターを
利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認して下さい。
コピー防止用紙を採用していますが、色合いが明らかに違うなど、
偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、
その事実を速やかに発行事業実施者（株式会社まちづくり小諸）まで報告して下さい。
- (3) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金切れ等による損失は、
取扱店の責務とします。
- (4) 長野県暴力団排除条例及び小諸市暴力団排除条例を厳守して下さい。